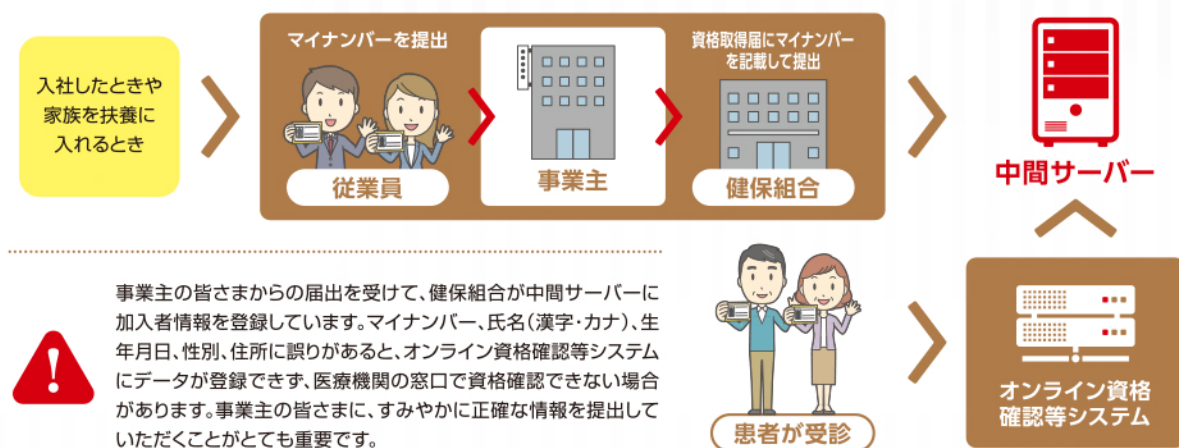


医療機関でスムーズに受診できるように マイナンバーの届出を!

医療機関では2021年10月より「オンライン資格確認等システム」で資格確認を行っています。
しかし、マイナンバーを会社に届出していなかったり、届出が遅れたり、番号が誤っていたりすると、医療機関で
加入者確認ができない場合があります、マイナ保険証をめぐるトラブルのひとつになっています。
トラブルを未然に防ぐためにも、入社したとき、配偶者や生まれた子どもなど家族を扶養に入れるときは
正しいマイナンバーをすみやかに提出ください。

ご存じですか? オンライン資格確認等システムのしくみ



加入者の皆さまへ健保組合からのお願い

- 事業主からマイナンバーの提出を求められた場合はすみやかにご提出ください。
- 2024年秋以降は、新規の保険証の交付が行われなくなります。マイナンバーカードを作っていない方は早めにカードを取得してください。また、保険証利用登録をされていない方は登録をお願いします。

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。